

# 新温泉町広報紙及びホームページ広告掲載取扱要綱

平成25年2月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新温泉町広報紙（以下「広報紙」という。）及び新温泉町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告掲載の基準)

第2条 広報紙及びホームページに掲載する広告（ホームページの場合はバナー広告とし、その内容においてはリンク先のウェブサイトの内容を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公正かつ真実であるもの
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 町民等への生活情報の提供に資するもの
- (6) 法令（本町条例及び規則等を含む。）を遵守したもの

2 前項各号のいずれかに該当しない広告のほか、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ 町に納付すべき税を滞納している者

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、名刺広告、求人広告その他これらに類するもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 町が推奨していると誤解を与えるおそれのある表現であるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、町長が決定する。

(広告の規格等)

第4条 広報紙に掲載する広告の規格等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 種類は、一段通し（以下「1種広告」という。）、二分の一段（以下「2種広告」という。）の2種類とする。
- (2) 1種広告の大きさは、縦5.4cm、横17.8cmとし、2種広告は、縦5.4cm、横8.8

cmとする。

(3) 広告は一色刷りとし、「広告」の字句を挿入する。

2 ホームページに掲載する広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大きさは、縦50ピクセル、横150ピクセルとする。

(2) データ容量は、10キロバイト以内とする。

(3) データ形式は、J P E G形式とする。

(4) 広告は静止画とし、アニメーション等の動画は使用しないものとする。

(広告掲載料)

第5条 1 枠当たりの広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、広報紙及びホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、新温泉町広報紙等広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿及び電子データを添えて町長に提出するものとする。

2 広告掲載の申込期限は、掲載希望月の1か月前とする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、この限りでない。

3 広告原稿及び電子データは、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

4 同一申込者が申し込むことができる広告は、広告媒体ごとに1か月につき1枠とする。

5 連続して掲載できる期間は、当該年度内において12か月を上限とする。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 町長は、前条第1項の申込書の提出を受けたときは、第2条に規定する基準により広告掲載の適否を審査し、広告掲載の可否を決定の上、その結果を新温泉町広報紙等広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に当たり、疑義が生じたときは、広報紙等広告掲載審査委員会に諮るものとする。

(広告掲載の申込みが重複した場合の調整)

第9条 町長は、広告掲載の申込み（第2条の基準に適合しないものを除く。）が募集枠数を超えてあったときは、次の各号に定める順位により掲載する広告を決定する。

(1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 公共的性格を有する事業者で、町内に事業所等を有するもの

(3) 前2号に掲げるもの以外の事業者で、町内に事業所等を有するもの

(4) 前3号に掲げるもの以外のもの

2 前項の規定により決定される順位が同じ場合は、申込受付順によりこれを決定する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指

定する期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第 11 条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に起因する第三者からの損害賠償又は損失補償、苦情等に対し、自らの責任と負担でこれを解決しなければならない。

3 広告主は、広告掲載後、広告主の責めに帰すべき理由により町に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第 12 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が取消しを求めるとき。

(2) 指定の期日までに広告掲載料が納付されないとき。

(3) 広告主又は広告掲載内容が、この要綱のほか広告掲載に関して定めた事項等の規定に抵触するとき、又はそのおそれがあるとき。

(4) 町長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

2 町長は、前項各号の規定により広告掲載を取り消した場合は、新温泉町広報紙等広告掲載取消通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 既に納付を受けた広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) ホームページの運営が48時間を超えて停止し、広告掲載ができなくなったとき。

(3) その他町長が特に返還する必要があると認めるとき。

2 前項第2号の規定により返還する広告掲載料は、掲載できなくなった日の翌日から掲載可能となった日の前日までの日数を日割りで計算した額とする。

(広告掲載審査委員会の設置)

第 14 条 第8条第2項に規定する広告掲載の可否の審査を行うため、新温泉町広報紙等広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員会の委員長は副町長を、副委員長は総務課長を、委員は総合支所長、企画課長、税務課長、商工観光課長及び生涯教育課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 15 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
(広報しんおんせん広告掲載取扱要綱の廃止)
- 2 広報しんおんせん広告掲載取扱要綱（平成 19 年新温泉町告示第 20 号）は、廃止する。

別表（第 5 条関係）

種類	広告掲載料（月額）	掲載単位
広報紙 1 種広告	18,000 円	原則第 2 木曜日発行及び原則第 4 木曜日発行の広報紙を 1 組
広報紙 2 種広告	10,000 円	
ホームページ	10,000 円	掲載月の初日からその月の最終日まで。

備考

- 1 広告主が町内に事業所等を有する事業者の場合の広告掲載料は、上記の広告掲載料に 0.8 を乗じた額とする。
- 2 町の都合により原則第 2 木曜日発行又は原則第 4 木曜日発行の広報紙を発行しない場合は、1 種広告、2 種広告の広告掲載料は半額とする。